

保健第32号
令和2年4月21日

市町村（組合）教育委員会教育長 殿
（岡山市を除く。）

岡山県教育庁保健体育課長
（公印省略）

学校臨時休業対策費補助金への御協力について

このことについて、令和2年4月20日付けで文部科学省から別添写しのとおり連絡がありましたので、お知らせします。

全国一斉臨時休業に当たっては、学校給食関係事業者に多大な影響が生じており、学校再開後の学校給食の円滑な実施困難となる恐れがあります。

つきましては、市町村（組合）教育委員会におかれましては、学校給食の安定的な実施を図る観点から、契約等を行っている全ての学校給食関係事業者と連絡協議の上、本補助金を積極的に活用ください。

【本件問合せ先】

岡山県教育庁保健体育課

健康・安全教育班 指導主事（主幹）鈴木 美穂

TEL：086-226-7591

FAX：086-226-3684



事 務 連 絡
令和2年4月20日

学校の設置者又は地方公共団体
学校給食費担当者 殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校臨時休業対策費補助金への御協力について（依頼）

学校臨時休業対策費補助金（以下、「本補助金」という。）については、令和2年4月3日付事務連絡にて需要数調査をお願いしているところであり、各学校設置者及び地方公共団体におかれては、御多忙の中、御協力をいただき深く御礼申し上げます。

本補助金は、政府として全国一斉臨時休業を要請するに当たり、「こうした措置に伴って生じる様々な課題に対しては、政府として責任を持って対応する」旨の方針が示されたことを踏まえ、臨時休業期間中における学校給食休止への対応として、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づいて創設されました。

今般、全国一斉臨時休業に当たって、学校給食関係事業者に多大な影響が生じております。学校給食関係事業者の中には、事業収入の大部分を学校給食によっており、今回の事態に伴って廃業する事例も既に出ています。このような事態が続くことにより、今後の学校再開後の学校給食の円滑な実施が困難となる恐れがあり、ひいては児童生徒の心身の健全な発達や学習への影響が生じる恐れがあります。

学校設置者及び地方公共団体におかれては、学校給食の安定的な実施を図る観点から、契約等を行っている全ての学校給食関係事業者と連絡協議の上、本補助金を積極的に活用いただき、学校給食の普及と健全な発達に努めていただきますようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
(全国学校給食会連合会内)

TEL : 03 - 3401 - 7311